



流山市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査（公金管理）を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和6年8月29日

流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

藤井 俊行



令和6年度
隨時監査報告書

[公金管理]

流山市監査委員

目 次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査を実施した監査委員名	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点及び実施内容	1
第 5	監査の期間	1
第 6	監査の実施日時及び場所	1
第 7	監査の結果	2

令和6年度随時監査報告

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号。以下「監査基準」という。）第4条第1項第1号に規定する監査であり、監査基準に従って監査を実施した。

第1 監査の種類

令和6年度随時監査（公金管理）

第2 監査を実施した監査委員名

菅生 泰久

藤井 俊行

第3 監査の対象

対象部課：農業委員会事務局

土木部道路管理課

監査の範囲：公金等の管理に関する財務事務

第4 監査の着眼点及び実施内容

監査の実施に当たっては、監査当日の午前9時に通知をして、監査の対象課に赴き、現金残高の確認を行うとともに、関係職員から公金の管理方法等について説明を聴取し、流山市財務規則（昭和61年流山市規則第12号）及び公金等適正管理マニュアル（平成22年2月制定）に基づき、公金等の管理が適正に行われているかに主眼を置いた。

第5 監査の期間

自 令和6年5月17日

至 令和6年7月18日

第6 監査の実施日時及び場所

令和6年5月17日

午後1時30分から 農業委員会事務局

午後2時15分から 土木部道路管理課

第7 監査の結果

1 総合意見

監査の結果、農業委員会事務局及び道路管理課を調査した範囲において、監査実施時の現金と関係帳簿が符合していることを確認した。

今回の公金監査で公金の入金時期等について調査した結果、遅延なく入金、調定の事務処理が適切に行われ、おおむね適正に管理していることを確認した。

農業委員会事務局では、各種証明書発行手数料について即時入金が徹底されており、適切に収納されていることが確認できた。関係帳簿類についても、現金との突合が容易に行えるよう整理され、適切に保管されていることを確認した。今後も引き続き厳格な運用に努められたい。

土木部道路管理課では、道路現況図及び境界杭の販売事務等について、遅滞なく入金手続きを行っていることが確認できたものの、公金及び準公金用の金庫内に私費が保管されていたことや、準公金である千葉県市町村交通災害共済会費について、過年度に発生した返金分の保管があるものの、交通災害共済会費受払簿に記載をしていない等、一部の事務処理に不備等が認められた。公金及び準公金を管理するにあたり、より適切に管理が行われるよう改善を図られたい。

その他、対象部局課への指摘事項等の詳細については個別意見に後述する。

2 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「指摘事項等一覧」（表1）のとおり、指摘事項及び注意事項が認められた。

指摘事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

【表 1 指摘事項等一覧】

部課名	指摘事項								検討 要望 事項	注意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計	計	
農業委員会事務局								0	0	1
土木部 道路管理課			2					2	0	1
計	0	0	2	0	0	0	0	2	0	2

[指摘事項]

- (1) 法令、条例、規則等に違反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等、監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項は、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

<事故が発生するおそれがある事項>

・公金及び準公金用の金庫の中に私費が保管されていた。また、私費の一部については金庫内に露出している状態であった。封筒や仕切り等で区分されてはいたものの、公金及び準公金と私費が混同するリスクを回避するため、公金及び準公金を取り扱うための金庫内に私費を保管しないよう、厳格な管理を徹底されたい。

(土木部道路管理課)

・千葉県市町村交通災害共済加入受付事務において、重複申込みによる返金事案が過年度に発生し、金庫内に返金予定額を保管していたものの、交通災害共済会費受払簿に記載をしていなかった。返金対象者が即日来庁し受領する予定であったため交通災害共済会費受払簿には記載しなかったとのことであるが、不明金とならないよう記載するとともに、速やかな返金処理がなされるよう、返金事案発生時の対応を明確化されたい。

(土木部道路管理課)

(2) 検討・要望事項

調査した範囲において、改善の検討を要する事項や要望事項等は認められなかった。

(3) 注意事項（措置対象外）

注意事項については速やかに適正な対応を講じられたい。

【表2 注意事項一覧】

注意事項	部局課名等
現金取扱簿の残高保管区分に釣銭分の記載がなかった。	農業委員会事務局
現金取扱簿について、1日の現金の収受を1行で記載しているが、前日分の払込み時に決裁がされているため、当日の収入額、残額及び残高保管区分の記載前にその日の決裁が済んでいる状態であった。	土木部道路管理課